

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第8号

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和34年見附市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

区分		鉄道賃	船賃	航空賃	その他の 交通費	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当 (1夜につき)
内国 旅行	県内	普通運賃	2等運賃	実費	実費	実費	省令別表第3 に掲げる額
	県外	普通運賃	2等運賃ま たは1等運 賃	実費	実費		
外国旅行		最上級運賃	最上級運賃	実費	実費		
備考		1 見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年見附市条例第3号）別表中備考の規定は本表において準用する。					

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。